HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「満州国」特別会計予算の一考察:1932～1941
Author(s)	平井, 廣一
Citation	經濟學研究, 48(3), 80-99
Issue Date	1999-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32125
Type	bulletin (article)
File Information	48(3)_P80-99.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 *48-3*
北海道大学 **1999.1**

「満州国」特別会計予算の一考察
——1932～1941——

平 井 廣 一

はじめに

本稿は，「満州国」財政（以下括弧を省略）の構造的特質を明らかにするための予備的作業として，代表的な特別会計の歳入出予算の推移を追いつつ，その財政史的意義を考察することを課題とする。

1932年３月１日，関東軍によって建国された満州国は，同年３月から６月までを「建国年度」として初めての予算を作成し[1]，日本帝国主義の崩壊に伴う瓦解にいたるまでその財政年度を15数えた。満州国財政の中心となるのは，いうまでもなく中央省庁を資金面で運営する一般会計であるが，その他に政策目的にしたがって多数の特別会計が並立していた。しかも特別会計は，満州国成立後次第にその数と予算総額を増加させ，早くも1935（康徳２）年度には一般会計を上回る規模に膨張する（表１）。

ところで満州国には，その国家機構が構築される以前から満鉄とその付属地が存在し，満鉄は付属地の一般行政や教育，土木事業など「地方施設」を，そして関東局は警察権を掌握していた。そしてその付属地は，1936年12月の日本の満州国における治外法権の撤廃と同時に満州国に「返還」され，行政権と課税権は満州国に移管される。いいかえれば満州国は新たな領土として付属地を組み込んだ。

さらに満州国内に延びる長春—哈爾浜間および満州里—綏芬河間の東支鉄道は，満州国成立時はソ連との共同経営であったが，1935年３月に満州国政府に買収され，接収した国民政府敷設の諸鉄道とともにその経営を満鉄に委託された。またそれ以前に東支鉄道の付属地は満州国に回収されており，満州国財政はそれらの経営のために何らかの負担を要求されることになった。

もう一つ満州国財政を考える場合に忘れてはならないのは日本との関係である。第１に，日本の陸・海軍省，外務省，そして大蔵省は，満州事変以降「満州事件費」として巨額の経費を満州国に投入し，さらに拓務省は，満州移民関係の経費を負担していた。第２に，1937年に始まる「満州産業開発５カ年計画」はその巨額の投資資金を日本の公債市場に依存していた。

したがって満州国財政といっても，陸軍省など日本の中央省庁と金融市場，関東軍，満鉄，関東局，そして中央（一般会計と特別会計）と地方を通ずる狭義の満州国の財政が有機的に絡み合って存在していてその全体像を明らかにする作業は容易ではない。そこで本稿では，国家

1）満州国は中華民国の領土の一部を分離して建国したので，国民政府下と同様，一般内国税は地方政府である省または県の収入となり，中央政府の財源は塩税のみであった。このため，建国年度はさしあたって４カ月分の月別予算を編成せざるをえず，財源不足は公債で補填したのである（山崎進「康徳三年度満州国総予算の分析」（『満鉄調査月報』第16巻第２号，1936年，２頁）。したがって本稿では触れ得ないが，満州国財政では中央と地方の政府間財政関係が重要な論点となる。

また満州国の予算編成は，関東軍の「内面指導」の下に，日本の内閣を大規模にしたような機構である総務庁主計処がおこない，中央省庁である財政部は，内国税と関税を管掌する純然たる財務行政機関でしかなかった（「総務庁中心主義」）。

領域として地理的に一つのまとまりをなす満州国の財政を中心に据え，その中で一般会計とともに重要な役割を果たした特別会計の計数を1941年度まで追うことによって，満州国における財政資金の流れの一端を解明することとしたい[2]。

Ⅰ　予算編成方針と特別会計

表１は1941年度までの所管別の特別会計歳入予算一覧である。予算は本来歳出入の計数が一致するはずであるが，満州国の場合，いくつかの特別会計で歳入が歳出を大きく超過しているので，同表では歳入の計数をとった。なお，追加予算は加算していない。

全体を概観すると，1937年度以降設置数が増加し，それまでとは様相を異にしているのがわかる。いうまでもなく，日中戦争の勃発がその理由であって，満州国の特別会計も同年度を境に２期に区分して考察するのが妥当である。まず満州事変期の特徴をみよう。

満州国で特別会計が始めて設置されたのは1932年（大同１）年度であり，表1によれば，需品会計をはじめとして５つの特別会計が設置されている。当該期の特別会計の性格と役割をいくつか簡単に説明すると，まず需品特別会計は，官署，公共団体，および国務大臣の指定する団体，ならびにその工事または物品製造請負人の所要物品の購入，政府広報など政府印刷物の印刷と配給をおこなうために設置され[3]，一般会計から繰り入れられた10万円を資金として，将来は国都建設局と国道局の工事材料を配給する役割をもっていた[4]。

国都建設局特別会計は，追加予算によって繰入れられた資金で土地を買収し，宅地造成や街路橋梁，堤防，上下水道，公園，運動場などの工事を施行して土地を払下げ，その収入によって用地を買収して工事をおこなうことを繰返して漸次資金を償還する会計である[5]。

外債整理基金会計は正式な名称を「関税及塩税担保旧外債整理基金特別会計」といい，旧国民政府から継承した外債整理のために設けられたが，実質は何ら償還をおこなわなかった[6]。それよりも同会計の重要な役割は，満州中央銀行による満州国国債の引受を代位することであった。すなわち満中銀は国幣の価値維持のためには紙幣インフレを避けねばならず，満州国債の募債限度を制限せざるをえないが，そうした資金造出の限界を補う形で，同会計が年々約1000万円を満中銀に預金していたのである。しかも諸外国は容易に満州国を承認しないから，満中銀はこれを運用すれば年間500～1000万円におよぶ政府貸上金の資本として充当できるのである[7]。

1933年度にのみ計上されている北満特別区特別会計は，満州国が東支鉄道の付属地を接収して管理するために設置した会計である。

このように満州事変期には，国道局，満州国の首都である新京の都市建設などの会計，外債整理基金会計の他には，阿片，塩（榷運署）や石油（煤油）などの専売，そして鉄路国債，北満特別区など鉄道関係の特別会計，そして軍政部所管の２つの会計，すなわち武器弾薬類を購入して各部局へ供給する軍械廠，ならびに被服

2）満州国財政史に関する先行研究は，疋田康行「財政・金融構造」（浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』時潮社，1986年，第10章）に代表される。同論文は，狭義の財政分析にとどまらず，通貨や金融政策，貿易と資本の輸出入までも扱った包括的な研究である。本稿もこの論考に大きく依拠しているが，特別会計の計数を並べて屋上屋を重ねた。

3）特別会計法（1938＝康徳５年勅令第280号）第21条（国務院法制処『満州国法令輯覧』第６巻，275頁）

4）大蔵省理財局国庫課「昭和８年８月調　満州国財政に関する資料」（頁は未記入）

5）同上書。工事の内容は，『康徳三年度特別会計歳入歳出予算各目明細書』による。

6）総行調査課『満州国財政現況』（康徳３年６月）10頁。

7）前掲「康徳三年度満州国総予算の分析」，37頁。

表1　1932～41年度の特別会計歳入予算一覧　　(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941
総務庁所管										
需品	2,228	5,402	11,315	5,232	7,688	7,271	17,044	77,072	89,178	89,035
国道局	1,500	7,000								
国都建設局	5,018	6,424	9,661	6,017	6,424	5,231	2,147	3,198	6,959	5,683
外債整理基金	13,386	25,893	32,313	36,172	46,497					
地方財政調整資金							42,700	37,575	65,159	37,017
恩給								3,769	4,646	6,524
政府職員共済							1,407	2,093	4,885	7,147
科学試験事業							2,166	4,848	6,667	6,432
北辺振興									86,900	85,000
減債基金		315	5,542	4,756	6,837					
軍政部—治安部所管										
被服廠		5,382	7,296	3,148	4,620	4,622	7,403			
軍械廠			7,000	2,000	3,300	3,300	12,328	15,723	12,239	16,479
軍需廠						4,757	7,480	8,668	15,606	11,603
民政部—民生部所管										
禁煙									126,160	103,951
北満特別区		3,691								
司法部所管										
監獄						5,414	7,578	13,073	18,763	22,251
興農部所管										
国有林事業					10,577	14,122	24,964	74,251	112,391	119,846
開拓事業								42,313	79,960	73,368
内国開拓民助成事業									13,388	11,346
賽馬						2,673	4,352	2,865	10,084	3,360
金鉱製錬事業						1,500	4,478			
財政部—経済部所管										
国債金						110,735	366,916	396,428	506,880	385,598
国債整理基金						120,628	96,940	116,423	100,081	120,620
投資			12,120	11,724	10,655	91,777	326,213	280,327	252,692	219,979
国有財産整理基金		1,072	4,645	2,924	4,907	5,010	5,732	10,551	20,761	23,040
専売事業	19,409	32,903	25,724			113,248	158,751	195,904	393,208	382,093
阿片専売				14,609	37,691					
煤油類専売				10,549	20,176					
権運署		19,678	17,310	7,272	17,566					
水力電気建設事業						3,151	16,382	30,566	32,016	39,730
鉄路国債				24,658	49,382	48,709	14,777	8,280	10,351	
交通部所管										
郵政		2,881	3,502	2,449	5,220	5,898	12,024	14,824	26,283	33,800
郵政生命保険							989	3,066	6,131	10,326
利水事業							1,800	4,967	5,533	4,000
大東港建設事業									14,342	9,497
総　　計	41,541	110,642	136,428	131,510	231,540	548,046	1,134,571	1,346,784	2,021,263	1,827,725
一般会計歳入予算	113,308	149,169	188,725	104,999	219,405	248,099	304,555	403,378	573,555	649,220

(備考) 表の財政年度と元号による財政年度との対照は以下のとおりである。
1932年度：大同1年度（1932＝大同1年7月～33年6月）
1933年度：大同2年度（1933＝大同2年7月～34年6月）
1934年度：康徳1年度（1934＝康徳1年7月～35年6月）
1935年度：康徳2年度（1935＝康徳2年7月～12月）
1936年度：康徳3年度（1936＝康徳3年1月～12月）以下暦年に対応。
(出所) 各年度『特別会計予算』『特別会計予算各目明細書』により作成。単位未満切り捨て。

廠という軍事関係の会計が特別会計群の主要な５つの柱を構成している。なお，国道局と北満特別区の両会計は一般会計に移管されて廃止となった[8]。次にこれらの特別会計は満州国の予算全体でいかなる位置を占めていたのかを検討する。

「真の意味に於る満州国最初の歳計総予算」といわれる1933(大同２)年度の予算について，政府がその大綱を公式に発表する文書である『予算綱要』は，同年度の予算編成方針を以下のように述べている[9]。

建国第三次ノ大同二年度予算ハ前年度ニ続キ財政ノ確立ヲ期スルト共ニ治安ノ維持ヲ第一トシ其ノ他主トシテ中央地方ノ行政，財政ノ整備，産業開発ニ要スヘキ諸経費ヲ計上シテ大様左記ニヨリ之ヲ編成セリ

すなわち歳入面では次に３点を主眼とし，

1．国道建設を除いて赤字公債は起債せず
2．治安の回復，貨幣価値の安定，徴税制度の改善などによる関税と内国税の増収，専売益金の増加，官業の整理
3．建国年度の決算による歳計剰余金の歳入繰入

歳出面では以下を柱とした，

1．軍隊・警察への確実な給与支払による治安維持，治安維持会費・討伐費の計上
2．産業開発の基礎確立を目的とする満州中央銀行への資本金払込，主要道路の建設，重要産業に対する出資
3．地方行政の整備と財政の独立
4．治外法権撤廃の前提として地方司法機関の統制
5．国際的な信用を重視しての旧外債元利償還基金と積欠償還金の計上
6．減債基金制度の発足

この『大綱』と特別会計の対応関係をみると，道路建設の重視は「国道局」に，外債の元利償還が外債整理基金に対応している。また，日中戦争勃発までの満州国の中心的な政策であった治安維持政策は，特別会計では兵器弾薬の貯蔵と配布をおこなう軍械廠特別会計がその裏付けをおこなっていた。すなわち一般会計における軍政部費が主として人件費の面で満州国軍を支え，特別会計が装備の充実を支援していたのである。

これに対して『大綱』にある「重要産業への出資」に該当する特別会計は投資特別会計であるが，表１では日中戦争期ほどの規模ではなく，開発投資を本格化するまでにはいたっていない。

ひきつづいて翌1934(康徳１)～36(康徳３)年度の予算編成方針をみよう。

本年度（康徳１年度）予算においては，交通産業の開発，治安の維持，治外法権撤廃の準備，中央統制の徹底及び地方自治の確立に主として力が注がれました。……交通産業の開発には，国道建設，河川改修，治水理水調査〔を重視した〕（松田主計処長による説明[10]）

国内の実状と世界的通貨動揺の現状に鑑み国際収支の均衡を図り金融経済に対する圧迫を避くる為依然健全財政の方針を踏襲継続して編成せり尚ほ会計年度改正に伴ひ引続き行ふ再度の予算編成の為不当に歳計の膨張を来さしめをさる様特に留意せり（国務総理による康徳２年度予算説明[11]）

康徳三年度予算は依然攻防並治安の維持に重点を置くの外産業経済の基礎を強固ならしめ国際収支の均衡を図り以て国幣の価値を安定せしむることに留意すると共に次年度以降に於て治外法権の撤廃並付属地行政権の接受を円滑容易ならしめる為努めて財政の不健全なる膨張を避け緊縮方針に依り之を編成せり

8）国務院総務庁情報処「康徳元年度予算に就て」10頁
9）「大同二年度予算綱要」７頁。
10）国務院総務庁情報処「康徳元年度予算に就て」６頁。
11）国務院情報処「康徳二年度予算に就て」１頁。

（康徳３年度予算説明[12]）

いずれも観念的かつ抽象的な説明であるが，国道の建設と治安の維持を進める一方で，国幣相場の安定を優先した「緊縮方針」がうたわれている。ところで，この時期の一般会計の概況は，海関の接収による関税の確保，税制改革による国税制度の整備などが効果をあげて歳入が大幅に増加したことがあげられる。また歳出の重点は「国防治安費」と軍事・治安対策的な「経済建設費」であった[13]。

ところが翌1937（康徳４）年度を期して満州国財政は従来の「国家体制整備時代」にふさわしい「消極的健全主義」から「国力増進開発時代」に見合う「合理的積極財政主義」へ転換する[14]。日中戦争勃発の翌年度にあたる1938（康徳５）年度の予算説明[15]は以下のようである。

国家機構ノ改革，日支事変，治外法権ノ撤廃等ノ重大案件ハ，康徳四年度ニ於テハ各々追加予算ヲ以テ処置シタノデアリマスガ，……康徳五年度ノ予算編成ハ康徳四年度ノ編成方針ヲ全面的ニ踏襲シタノミナラズ，更ニ一層ソノ趣旨ヲ徹底セシメルヨウ努力シタ

そして同年度の重要政策には以下の５項目があげられた。

1．すべての国家機構を動員した国防施設の整備充実と重要産業５カ年計画の遂行
2．一般会計と特別会計の調整による財政の弾力化
3．治外法権の撤廃に対する財政的処理
4．地方行財政の拡大強化を目的とする地方財政調整資金特別会計の新設
5．特殊会社へ国債金を投入しての産業開発

また翌39（康徳６）年度予算は以下の10項目を踏まえて編成された[16]。

1．日満共同防衛上必要な施設の整備充実
2．修正五カ年計画の実現
3．鉱産資源の調査，耕地の造成，地方維持
4．輸出増進と海外支払の削減による国際収支の融合，必須資材の合理的配分
5．鉄，木材，石油，セメント等重要物資の統制と節約
6．実業教育の整備
7．民力の涵養，人心安定，地方行政の浸透
8．地方財政調整資金の合理的運用と地方自治団体の財政的自立
9．軍警機関の合理的調整
10．一般行政費の節減

さらに1940（康徳７）年度の予算綱要は以下の７大方針を打ち出している[17]。

1．日満共同防衛上不可欠の経費，国軍向上費の可及的計上
2．産業５カ年計画，北辺振興政策，開拓政策の急速な実現
3．民生の安定向上，特に教化，厚生施設の整備
4．重点主義に基づく物資労力の需給調整の統制
5．輸出増進と海外支払の抑制による国際収支の適合
6．一般行政費の節減

12）同『康徳三年度予算に就て』１頁。
13）前掲疋田論文，840～858頁。
14）当時，財政当局は満州国の財政を，国家組織を維持する「統治財政」，資源開発をおこなう国営企業や重要産業の新設拡張を担う「開発企業財政」，そして国民生活の安定と向上をめざす「厚生財政」の３部門として認識していた。そして現実には治安維持を含む「統治財政」（治安部と総務庁経費）が圧倒的で，「厚生財政」はきわめて貧弱であったが，1938年度からは教育・衛生・社会施設などの民生部経費が急膨張する（後藤俊輔「満州国財政政策の進展―「産業開発五箇年計画」と関連して―」上・下（『満州評論』第17巻第７号，第８号，1939年，16～18頁，11～12頁）。
15「康徳五年度予算ニ就テ」（1937年12月30日の主計処長　古海忠之によるラジオ放送）
16）「明年度満州国予算の編成」（『満州評論』第15巻第12号，1939年）３頁。
17）「康徳七年度予算綱要」

7．租税増徴と健全財政の堅持

これらの重要項目をみると，治安維持政策が軍事的色彩を濃厚に帯びはじめ，産業開発5カ年計画を軸に据えた経済開発計画を統治の優先課題に掲げてはいるが，同時に国際収支問題がその遂行を制約していることがわかる。また，「民心安定」を目的とする地方財政の梃入れや教育施設の拡充など，戦時体制を維持するためのイデオロギー的統合が重視されていくこともこの時期の特徴である。さらに1939年度になると，開拓政策が新たな課題として登場する。

日中戦争期のこのような財政方針の転換に対して，特別会計はどのように対応したのか。表1に戻ってどのような会計が新設され，あるいは財政規模を顕著に膨張させたのかを見よう。

まず目に付くのは投資特別会計の膨張と，国債金ならびに国債整理基金の新設である。そのうち投資会計は，「公共団体に対する事業資金の貸付，特別の法令により設立せられたる法人〔いわゆる特殊会社〕に対する出資または貸付金その他の投資に関する会計」であり，①公債募集金，②借入金，③配当金または利息，④出資または貸付金の回収金，⑤一般会計からの補給金などを歳入とし，①出資金，②貸付金，③公債または借入金の償還金および利息などを歳出とする。また投資に充当する国債金に対しては，その利息相当額の一部あるいは全部を一般会計から補給すること，特殊会社に対する出資の配当については，政府以外の出資者に対する配当よりも低率でよいと定められていた[18]。つまり同会計は公営事業と特殊会社への出資を目的とし，しかも後者に対しては一般会計の負担で国債を導入し，配当支払を軽減することによって間接的な保護を与えていたのである。

さらに国債金会計は国債金収支の整理統合のために，国債整理基金会計は減債基金・借換国債の収入金・国債の償還金および利息・国債諸費の各費目を統合整理するために設置された。加えて後者は一般会計と投資会計から国債償還に充当する資金を受入れ，それをさらに投資会計に貸付けることができた[19]。

その他当該期の特別会計では，開拓事業や北辺振興など，国内治安対策や対ソ戦を想定した（1938年張鼓峰事件・39年ノモンハン事件）農業―地域開発関係の会計と地方財政調整資金会計が注目される。

開拓事業会計は，未開発地域における未利用地を取得,改良,管理，処分するために公債募集金･借入金･土地売却収入などで土地取得費や公債借入金の償還をまかなう[20]。

北辺振興政策とは，1939年5月「国境建設施策基本要綱」に沿って(1)道路・鉄道・通信・航空・航空・郵政など交通通信施設の拡充，(2)農業・畜産・鉱業など産業開発，(3)物資調達，(4)華北労働者の移入，(5)開拓の促進，(6)厚生施設の拡充，を内容とする「ソ満国境」の大規模な開発政策である[21]。そのため同会計は公債募集金・借入金で事業費と公共団体への資金の貸付をおこなう[22]。また一般会計・国有林事業会計・禁煙特別会計からの繰入金によって地方行政費の補填をおこなうのが地方財政調整資金会計である[23]。

このように，満州国の特別会計を満州事変期と日中戦争期に区分して概観すると，満州事変期では都市建設と阿片専売，日中戦争期は顕著な膨張を示した投資会計とそれに関連した国債関係の会計，そして地方財政と開拓政策に関連した会計がそれぞれ重要な役割をもっていたのである。以下，各時期を象徴する特別会計の歳入出をもう少し詳しく追ってみよう。

18）特別会計法第74・75・76・76の2条（前掲『満州国法令輯覧』279～280頁）。

19）同法第9・13・14・15条（同上書，274頁）。

20）同法第95・96条（同上書，282～282之1頁）。

21）『満州国史』総論，658～662頁。

22）特別会計法第99条（同上書，282之1頁）。

23）同法第42条（同上書，276～277頁）。

Ⅱ　主要特別会計の歳入出予算

(1)　北満特別区と鉄路公債特別会計

1932年3月1日，成立直後の満州国政府は，中ソ共同経営となっていた東支鉄道[24]に関する中国側の権利を継承するとソ連に通告，ソ連もこれを了承したので東支鉄道は満州国とソ連との共同経営となった。そして政府は翌33年6月，東支鉄道を北満鉄道と改称した[25]。

この頃から北満鉄道は次第にその収益を悪化させ，33年5月にソ連外務人民委員リトヴィノフは北鉄の日本または満州国への売却を提起した。この申し入れに対して外務省は満州国が購入する計画を立てて陸軍との折衝を始めた。当時，陸軍大臣は荒木貞夫，参謀次長に真崎甚三郎，参謀本部第三部長（交通運輸担当）は小畑敏四郎と，皇道派の中心人物が陸軍の中央部を構成していた。彼らは「36年危機説」すなわち対ソ開戦論を主張し，北鉄買収資金がソ連の5カ年計画に利用されることに強い懸念を抱いていたので，買収はソ連の軍事力増強につながると強く反対した。

しかし翌34年1月荒木が陸相を辞任すると，後任には林銑十郎が着任，3月には永田鉄山が軍務局長に就任して統制派の進出が始まる。統制派は，対ソ開戦を時機尚早と一蹴し，満州と華北の経済開発を優先する方針を提起する。そのためには「日ソ不可侵条約」の締結が急務であり，北鉄買収はその有力手段であると位置づけたのである。こうして35年1月に「北満鉄道譲渡に関するソ満両国の協定」が成立し，北鉄は，買収と同時に満鉄と「北満鉄道委託経営並びに借款契約」を締結してその経営を満鉄に委託した。

東支鉄道の買収は以上の経緯をたどったが，その付属地は一足先に満州国に回収され，単年度だけではあるが特別会計によって経営された（表2）。歳入の約半額は教育負担金などの北満鉄路納付金であるが，これは国民政府が利権回収運動によって東支鉄道付属地内の行政機関を接収した際，経費の捻出に窮して東鉄側に負

表2　北満特別区特別会計予算　(1,000円)

	1933
租税	537
特区税	475
市区税	61
地畝収入	1,011
負担金及納付金収入	1,952
①北満鉄路納付金	1,669
教育納付金	1,195
警察納付金	321
公署納付金	153
②市教育負担金	249
③自治会負担金	32
雑収入	148
未整理金繰入	43
歳入総計	3,691
北満特別区公署	655
市政費	106
警察費	439
地畝費	39
教育費	1,315
法学院	86
文化機関費	78
補助費	179
機密費	25
各項支出款	14
国庫準備金	380
営繕費	100
借款償還金	200
借款利息	28
整理退職給与金	42
歳出総計	3,686

（出所）『大同二年度特別会計歳入歳出予算各目明細書』により作成。

24）共同経営機関として，理事会・監事会・管理局の3部局が置かれ，理事会には中国人の「督弁」と中ソ同数の理事が在任した。また監事会には中国人の監事長と中ソ同数の監事を置いた。また理事会の下に執行機関である管理局があり，鉄道運営における人事と財政を掌握した実際上の権力者である管理局長にはソ連人が就任していた。満鉄が同鉄道を引き継いだ後はもちろんこれらの制度は廃止され，鉄路総局下の哈爾濱鉄路局が経営をおこなうことになった（鉄路総局『現地における北鉄接収事情』1935年，5～6頁）。

25）以下，北鉄買収の事情は，『満州国史』総論，449～458頁。

担させた金であり，司法機関支給金，護路軍支給金，吉黒鉄路交渉局支給金，特警管理処支給金，ならびに路警処・教育経費(「付帯事業費」とよばれた）などによって構成されていた[26]。同鉄道が満州国の国有となれば当然納付金はなくなるわけで，教育費をふくむ行政費は一般会計が面倒を見ることになる。

北鉄を委託された満鉄の経営機関は鉄路総局である。1933年5月に設置された総局は，国民政府から接収した諸鉄道を含んだ満州国内の国有鉄道経営機関として発足し（同年3月，満州国と国有鉄道の委託経営契約締結），その会計は，満鉄のいわゆる社線から独立して経理されていたが，1940年度からは営業収支や流動資産並びに負債等を社線勘定と一本化した。すなわちここに社線ならびに北鉄を含む国有鉄道，そして朝鮮総督府から委託された「北鮮線」の三線の経営が統合されたのである[27]。

表3が鉄路総局の収支である。論旨の展開上，北鉄の部分のみを取り出して検討したいが，資料の制約上不可能である。また次の表4に対応させるために1935～39年度の計数が欲しいところであるが，32年度から36年度の数値で満足せざるをえない。同表では，最大で1500万

表3　鉄路総局の収支　(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936
収　入　(A)	9,855	60,239	78,346	120,390	127,651
支　出　(B)	8,212	56,504	64,103	113,352	111,894
利益(C)=(A)－(B)	1,643	3,735	14,243	7,038	15,757
満鉄借款利息額(D)	1,466	13,796	27,643	46,385	86,135
同年度利息支払額(E)	287	4,072	13,808	5,851	12,606
利益金から支払われる利息額(F)	230	3,720	12,780	5,851	12,606
延滞利息額(G)=(D)－(E)	1,179	9,724	13,835	40,534	73,529
次期繰越益金(H)=(C)－(F)	1,413	15	1,463	1,187	3,151

（出所）満鉄経済調査会『満州国財政の将来性』(1936年）239頁。

表4　鉄路国債特別会計予算　(1,000円)

	1935	1936	1937	1938	1939	1940
北満鉄路公債	22,726	43,444	40,663	6,731		
委託経営鉄路納付金	1,932	5,938	8,044	8,044	8,278	
北満鉄路委託経営納付金	1,574	5,221	7,327	7,327	7,561	
3鉄路委託経営納付金	358	717	717	717	717	
一般会計から繰入						10,349
雑収入			2	2	2	2
歳　入　総　計	24,658	49,382	48,709	14,777	8,280	10,351
北満鉄路接収費	22,726	43,444	40,663	6,731		
国債各項支出款	1,772	4,738	7,546	7,546	8,280	10,351
北満鉄路公債利息	1,400	4,000	7,515	7,515	7,509	8,053
3鉄道収用保証公債利息	357	715				
手続費	3	9				
印刷費	10	10				
国庫準備金	160	1,200	500	500		
歳　出　総　計	24,658	49,382	48,709	14,777	8,280	10,351

（出所）各年度『特別会計予算各目明細書』『特別会計予算』により作成。
（備考）1937年度以降の「北満鉄路公債利息」は「3鉄道収用保証公債利息」を含んだ金額。

26）野間清「満鉄付属地行政権の返還と満州国租税制度並に租税負担に就いて」(『満鉄調査月報』第14巻第1号，1934年)，3頁。

27）財団法人満鉄会『南満州鉄道株式会社第四次十年史』(龍渓書舎による復刻版，1986年)，547頁。

円程度の収益〔＝（C)〕から鉄道の建設改良に要した本来支払うべき満鉄の借款利息を免除されて〔＝（G)〕，次期に益金を繰越すという構造が示されている。いうまでもなく仮にこの延滞分を支払うとすれば，その役割を持つのは満州国の一般会計のみであり，こうした国有鉄道の低収益性を背景にした借款の導入と利子支払いは結局満州国の財政そのものを圧迫することになるのである。いずれにしても，総局会計は建設改良に要する満鉄借款の利子支払いを大幅に免除されてその限りで納付金を支出していたのである。

次に，表4によって，鉄路総局会計から納付金を繰入れられた鉄路国債特別会計の歳入出をみよう。歳入では，設置当初は納付金よりも公債が多い。同表によれば，北満鉄路公債の総額は1億1300万円であり，その大部分は日本で起債された[28]。納付金は北鉄経営とともにその利益の一部から鉄路会計に繰入られる。ただしこの納付金が表3の利益（C)からどのようにして支払われているかは明らかではない。そして1940年に北鉄は満鉄の社線に統合されて納付金の繰入が打切られたため，一般会計からの繰入金で公債の利息を支払うことになったのである。

(2)　専売特別会計

満州国における専売制度は，1932年3月の塩専売[29]に始まる。続いて同年11月には阿片が専売となり，その後，硝鉱（爆竹火薬の原料，34年1月）と石油[30]（35年4月）が加わり，さらに燐＝マッチ)[31]（37年2月），酒精（アルコール）（38年1月），小麦粉（39年12月）が専売品となるが，そのうち硝鉱専売は35年11月に廃止された[32]。

表5は，1936年度までは阿片専売の連続した数値をとるために，32年度に発足する「専売公署特別会計」に1935・36年度はいったんは同会計から分離される「阿片専売特別会計」を合体させ，37年度からは硝鉱を除いた6専売を統合した「専売作業特別会計」をまとめたものである（塩専売を計理する「吉黒榷運署特別会計」と「煤油（石油）類専売特別会計」は独立して掲げてある—表1および表6・7)。

表5をみてまず気づくことは，計数が表は予算額を示しているにもかかわらず，1934年度以降歳入と歳出の数値が大きく異なっていることである。同表を作成するために用いた原表である『予算各目明細書』も歳入出の金額は異なっており，その差額はそれぞれ「剰余」「欠損」として計上されているのである。また会計処理上これらの差額がどこに繰り入れられているのかは今のところ不明である。

次に同表を1936年度で2期に区分し，前半の収支を検討する。まず歳入では，阿片の販売収入がほとんどすべてを占めている。この販売収入では阿片の販売単価と吸食者数数の推移が問

28) 国務院総務庁情報処「康徳二年度予算に就て」5頁。ただし，本文では「北満鉄路公債1億8千万円の内本年度4千万円を日本に於て起債する見込」とあり数値が合わないが，日本で起債されたことは間違いない。

29) 1936（康徳3）年12月公布の塩専売法によれば，塩は官業と政府の許可を受けた製塩業者以外の製造を禁止し，政府がこれを輸入品とともに購入し，売捌人を通じて販売することになっていた（大連商工会議所『満州経済法令集』第23輯，5～10頁)。

30) 石油専売は以下のような制度である。専売の対象となる石油類には，①揮発油，②燈油，③重油，④ベンゾール，⑤代用燃料油があり，政府の許可を得て製造，輸入した石油類は政府が購入して指定売捌人を通じて販売する。また政府は必要に応じて石油類売捌人に対して石油の備蓄を命じることができる。これらを内容とする満州国の石油専売法は日本の石油業法にある製油主義と保有主義を含んでいた（朝鮮銀行調査課『満州国石油類専売法の実施と其の影響』1936年，8頁)。

31)「火柴専売法」(1937年2月施行）も塩専売法と同様，特定の製造業者によるマッチを政府が一手に買上げて売捌人を通じて販売することを内容としていた（前掲『法令集』1～5頁)。

32) 同上書，478～480頁。

表5　専売公署(阿片専売・専売作業)特別会計予算　(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941
専売作業収入	16,809	32,893	21,324	14,442	37,318	113,248	158,751	195,904	375,528	382,093
阿片販売収入	15,849	32,887	21,300	14,430	37,294	47,850	71,045	90,908		
石油類販売収入						27,393	40,312	49,450	68,612	76,460
塩販売収入						32,796	33,590	38,349	46,670	54,814
火柴販売収入						5,044	6,360	7,702	15,723	22,967
酒精販売収入							7,224	9,274	16,177	22,351
小麦粉販売収入									228,060	205,300
雑収入	960	6	24	12	24	164	218	218	282	199
借入資金	2,600		4,400							
石油類専売特別会計から繰入				167	373					
前年度繰入金		4								
禁煙特別会計から繰入									17,680	
専売品移管収入									15,349	
固定資産移管収入									2,116	
物品移管収入									215	
歳入総計(A)	19,409	32,903	25,724	14,609	37,691	113,248	158,751	195,904	393,208	382,093
専売作業費	13,751	20,716	16,244	19,325	31,165	72,960	103,430	121,883	325,222	326,033
俸給	88	696	1,068	643	1,413	2,468	2,595	3,206	3,604	3,693
事業費	211	813	1,267	734	2,045	3,667	4,247	4,597	4,500	4,191
密輸犯検挙費	672	988	585	288	644	1,124	998	220	39	37
専売品購買諸費	12,579	17,851	12,694	17,390	25,979	54,045	81,180	93,602	287,900	284,000
阿片購買費	12,579	17,851	12,694	15,500	25,979	29,025	32,653	43,470		
石油類購買費						16,735	33,829	35,899	49,817	53,502
塩購買費						2,039	1,816	1,853	4,350	9,028
火柴購買費						3,408	4,658	5,865	7,268	9,642
酒精購買費							6,073	6,514	11,853	17,389
小麦粉購買費									213,128	193,546
小麦粉取扱手続費									1,481	891
材料素品費			15	25	102	1,813	1,893			
包装用品費				20				3,177	4,399	5,703
専売品運搬保管費						8,941	11,972	13,695	23,567	27,261
交付金					350	561	84	3,022	428	342
国債各項支出款					266					
各項発還及び損失補填費					189	29	129	29	29	27
各項支出款	113	355	603	243	174	308	329	332	752	776
機密費	30	10	10							
熱河阿片事業費	87									
国庫準備金	550	1,960	1,100	850	400	2,750	3,200	2,850	8,000	6,700
新営費	16									
営繕費		264	214	179	472	2,997	782	433		
借入金償還			3,600							
施設費							2,311	2,484		
臨時罌粟密栽培取締費					97	151	173	122		
塩場改修助成費						30				
塩業振興助成費							592	169	308	280
国債整理基金特別会計繰入							500			
地方財政調整資金特別会計繰入							10,000	10,000		
一般会計繰入	5,000	9,828					2,569	2,026	763	500
次年度剰余金繰入	4	129								
歳出総計(B)	19,408	32,897	21,158	20,354	32,134	78,889	122,778	139,534	335,076	333,946
(A)－(B)	1	6	4,566	−5,745	5,557	34,359	35,973	56,370	58,132	48,147
(A)－(B)/(A)(%)	0.0	0.0	17.7	−39.3	14.7	30.3	22.7	28.8	14.8	12.6
租税収入	96,533	134,076	141,084	75,664	161,757	180,653	221,938	320,728	377,783	377,108

(出所) 各年度『特別会計予算』により作成。

表6　吉黒権運署特別会計予算　(1,000円)

	1933	1934	1935	1936
作業収入	18,240	17,310	7,272	17,566
未整理金収入	1,438			
歳入総計	19,678	17,310	7,272	17,566
作業費	14,179	12,423	6,030	15,397
俸給	366	436	228	447
事業費	491	539	270	524
運送及保管費	2,381	2,067	1,153	2,583
塩及麻袋購買費	935	1,160	1,339	1,607
私塩取締費	146	244	133	266
塩税	9,828	7,920	2,880	9,900
各項支出款	30	50	25	67
機密費		5		
営繕費			25	207
一般会計繰入	5,000			
国庫準備金	500	400	200	400
塩政統一準備調査費				17
塩務工作費				98
歳出総計	19,679	12,823	6,255	16,119

(出所) 各年度『特別会計予算』により作成。

表7　煤油類専売特別会計予算　(1,000円)

	1935	1936
作業収入	7,549	20,176
借入資金	3,000	
歳入総計	10,549	20,176
作業費	5,607	15,825
阿片専売事業特別会計繰入	167	373
石油類購買費	5,365	15,452
借入金利息	75	
準備金	3,072	1,010
営繕費	228	254
歳出総計	8,982	17,089

(出所) 各年度『特別会計予算』により作成。

題であるが,事業統計が未入手である。歳出面では，原料阿片の購買費が大部分を占めている。

注目される阿片専売の財源調達機能という点では，一般会計への繰入と国庫準備金があげられる。また，前者は金額こそ大きいものの，32・33の両年度のみであるのに対して，後者は継続して計上されている。国庫準備金には，「避くべからざる予算の不足を補ふ」第一準備金と「予算の外に生ずべき臨時必要の経費に充つる」第二準備金の2種類があり[33]，両者とも財政上の予備費としての性格をもっていた。前期の阿片専売の財源捻出機能は金額的には一般会計への補充の意味合いが強いといえよう。

次に塩と石油専売を管理する吉黒権運署および煤油類専売会計の収支をみる(表6・表7)。権運署とは塩の専売機関のことであり，この名称から吉林省と黒龍江省に塩専売が施行されていることを示している。歳入では塩の販売収入が年間約1700万円で安定し，歳出では各年度300万円～1000万円の塩税と初年度に500万円の一般会計繰入金が計上されている。すなわち「満州建国直後の3月下旬，政府は各地の塩務機関を円満に接収して財政部の所管とし，塩税と塩専売収入を確保し，建国草創期における唯一の国の財源とすることができた[34]」のである。ま

表8　禁煙特別会計予算　(1,000円)

	1940	1941
阿片麻薬販売収入	104,412	103,843
阿片吸食器具販売収入	4	15
国債金特別会計から繰入	21,680	
雑収入		93
歳入総計(A)	126,160	103,951
禁煙費	36,873	
禁煙総局		923
収納交付金	2,750	
禁煙費		2,532
事業費		38,729
康生院費	3,962	5,376
管煙所	10,480	9,072
地方厚生費	5,000	5,500
各項発還及欠損補填	18	16
各項支出款	1,016	1,030
準備費	1,300	1,170
営繕費	481	686
整備費	822	570
阿片買戻金	4,715	
地方財政調整資金特別会計繰入	12,514	10,000
一般会計繰入	2,590	915
専売作業特別会計繰入	17,680	
国債整理基金特別会計繰入	900	10,044
市県旗煙務費補給金		1,300
歳出総計(B)	101,104	87,863
(A)-(B)	25,056	16,088
(A)-(B)/(A)(%)	19.9	15.5
租税収入	377,783	377,108

(出所) 各年度『特別会計予算』により作成。

33) 会計法第11条（前掲『満州国法令輯覧』2頁。

34) 満州国史編纂刊行会編『満州国史』各論，477頁。

た石油専売国庫準備金への繰入が目を引く。

1937年度からは諸専売が会計上統一される（表5）。この時期の歳出科目で注目されるのは地方財政調整資金会計への繰入である。同繰入は，阿片専売をひきついだ禁煙特別会計（表8）に継続されるが，ここでも一般会計への繰入はたいした額ではなく，地方財政と国債整理基金への繰入金が多い。

表9　地方財政調整資金特別会計予算　(1,000円)

	1938	1939	1940	1941
地方行政費調整資金収入	42,700	37,575	65,159	37,017
一般会計から繰入	24,667	32,975	44,000	21,047
国有林事業特別会計から繰入	6,085	3,175	3,175	
専売作業特別会計から繰入	10,000	10,000	12,514	10,000
鉄路納入金	1,500			
小学校負担金収入	447	600	470	470
地方厚生費収入			5,000	5,500
各種収入		4,000		
歳入総計	42,700	37,575	65,159	37,017
一般行政費補足金	14,400	37,575	63,159	35,017
特別行政費補給金	28,300			
警察費	10,200			
臨時警備費	6,100			
土木費	7,000			
特殊農産物開発費	3,700			
造林費	1,300			
第2準備金			2,000	2,000
歳出総計	42,700	37,575	65,159	37,017

（出所）各年度『特別会計予算』により作成。

他方，専売会計から資金を受入れている地方財政調整資金特別会計の収支を示したのが表9である。同表の歳入では，専売会計からの繰入金は一般会計繰入金の2分の1～3分の1で，不可欠の財源になっていることがわかる。またその歳出は，行政費の補給金がそのすべてである。要するに専売の財政的機能は塩と阿片専売による一般会計と地方財政への補給金であった。

ここで先ほどから問題になっている予算上の歳入出の差額が歳入に占める割合を計算してみると（表5），1937（康徳4）年度は30.3%とかなりの比重を占めているが，その後は漸減して38年度—22.7%，39年度—28.8%である。その後40年度から阿片専売は禁煙特別会計が管理することになったので，表8によって同様にその比率を求めると，1940年度—19.9%，41年度—15.5%となる。またこの「剰余」を租税収入と比較してみると，10%前後である。満州国の阿片専売のように予算の段階で歳入剰余を生み出すという制度そのものもかなり特殊であるが，これが一般会計の「隠し財源」になっていることは十分に考えられる。

阿片専売発足直前の1932年10月における政府の方針は，「阿片専売ニ依ル純益ハ一般会計ニ繰入ルコトナク之ヲ特別会計トシ三分ノ一ハ政府特別会計ニ収メ残余ノ三分ノ二ハ隠者及中毒患者数ニ比例シテ各省ニ分チ各省ハ自省ニ振当テラレタル金額ノ三分ノ一ヲ省特別会計ニ収メ，残余ヲ前項ニ準シテ県市ニ分チ県市ハ之ヲ特別会計ニ收ム……阿片純益ノ使途ハ医療，衛生機関設備ノ充実，其ノ他……各種ノ社会施設ニ限定シ，一般歳出ニ流用スルヲ許サス[35]」というものであったが遵守されず，専売会計は一般会計に繰入をおこなっている（表7）。あるいはこうした方針が徹底されて，34年度から37年度まで繰入が中断されたのかもしれない。

ところで，満州国における阿片専売の根拠法である「阿片法」（1935年11月公布）の趣旨は，「阿片専売制度施行ノ目的ハ阿片吸食断禁ニ在リト雖，現実ノ問題トシテハ財政需要ニ応スルノ力頗ル強大ナルモノアルヘキヲ以テ財政目的ヲ加味[36]」したといわれている。

しかし，専売実施から4年が経過した1936年末における専売の収益性に関する当局の見解は次のようであった。

原料阿片の購入価格は「可及的低価たるを可とする。阿片それ自体の性質より見て収買価格を不当に大とし罌粟栽培農民に不当なる利益を与へることは満州国農業政策上決して好ましからざるもの」であり，「阿片売下価格に於ても

35）（満鉄）経済調査会「満州国阿片制度草案」(1932年月)

36）日満実業協会『満州国財政状態の概要及内国税徴収事務の現況』(1934年)，14頁。

阿片それ自体の吸煙が絶対的に奨励さるべき性質に非ざる点よりして，その価格を相当大ならしめ阿片吸煙への誘因を絶つ必要がある」とするのが漸禁政策の常道である。そうした「廉価収買，高価販売」は必然的に専売の高収益性を保証するものであるが，現在は「密売買業者の割込防止の必要上可なり高価に収納し……売下価格に於ては一般隠者が私土［密造阿片］使用に趨くを防止すべく廉価に之を販売しておる」。満州における阿片専売の最大の障害は密売買の横行と取締の困難さにあり，密売買を駆逐しようと思えば専売阿片を安価に販売せざるをえず，専売の収益は必然的に低下せざるをえない[37]というわけである。

(3)　投資特別会計

表10が投資特別会計の予算である。1934（康徳1）年度に開設された同会計は，36年度までは借入金と貸付回収金，出資収入を歳入とし，出資金と国庫準備金を歳出としていた。ところが翌37年度からは歳入で国債金特別会計繰入が圧倒的な比重を占め，歳出では国庫準備金と出資金，そして国債整理基金特別会計への繰入が激増して収支構造が一変する。同年度から始まる「産業開発5カ年計画」がその背後にあるのはいうまでもない。

こうした資金の流れをより詳しくみたのが表11である。同表は依拠した『予算各目明細書』が37年度までしか入手できなかったので，「5カ年計画」下の実態が明らかにならないという問題点を残すがやむをえない。

表10　投資特別会計予算　(1,000円)

	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941
出資金回収	300	88	25	8	30	10	5,943	27,936
貸付金回収	2,700	206	2,399	2,684	4,270	8,378	15,953	10,673
出資収入	2,120	1,138	2,915	3,459	12,233	16,761	23,489	29,781
貸付金利息収入	1,000	290	1,316	1,362	3,761	4,194	3,688	7,666
国債金	6,000	10,000	4,000					
一般会計から繰入				434	919	982	3,619	3,923
国債金特別会計から繰入				83,500	305,000	250,000	200,000	140,000
歳入総計	12,120	11,722	10,655	91,447	326,213	280,325	252,692	219,979
出資金	1,832	8,412	3,925	8,500	25,231	102,571	97,748	87,014
貸付金	2,350	700	400	23,240	11,900	9,900	8,640	7,100
国庫準備金	4,077	1,677	1,387	35,975	262,744	137,913	113,032	79,899
国債各項支出款		807	4,660					
国債整理基金特別会計繰入				23,685	26,290	29,895	32,995	45,050
各種特別会計繰入	216	108	246					
借入金利息	3,616							
管理費	27	18	38	46	46	45	76	63
各項発還款				1	1	1	1	754
株式販売費							200	100
歳出総計	12,118	11,722	10,656	91,447	326,212	280,325	252,692	219,980

（出所）各年度『特別会計予算』により作成。

歳入面での特徴は以下のようである。第1に，1936年度までは国債金が最大の収入源である。第2に，貸付金収入の大部分は満中銀に対しておこなわている。第3に，出資収入の内訳を調べると，配当金がほとんどすべてであり，そのうち満州中央銀行と満州電電，および本渓湖煤鉄公司の3社で全体の半額を占め，36年度からは満州電業からの配当金が多額にのぼっていることがわかる。第4に，37年度からは国債金特別会計からの繰入が圧倒的である。

37）同『満州国阿片制度と阿片の概念』(1936年)，6～7頁。

表11　投資特別会計予算明細　(1,000円)

	1934	1935	1936	1937
出資金回収	300	88	25	8
貸付金回収	2,700	206	2,399	2,684
(ア)満州中央銀行	2,000		2,000	2,000
(イ)中国国貸銀行	300			
(ウ)奉天省農商	300	180	240	
(エ)哈爾浜市電車事業		24	50	53
(オ)哈爾浜市都邑計画事業				240
(カ)新京特別市				293
(キ)承徳県				5
(ク)錦県				6
(ケ)再安県				4
(コ)樺川県				10
(サ)各項	100	2	109	71
出資収入	2,120	1,138	2,915	3,459
(1)配当金	1,955	1,138	2,915	3,459
①満中銀	900	450	900	900
②満州電電	360	528	360	360
③本渓湖煤鉄公司	280		160	320
④奉天紡紗廠	110		143	66
⑤延和金鉱公司	20	14	16	
⑥穆稜煤鉱公司	180			
⑦鴨緑江採木公司	75		70	100
⑧肇新窯業公司	30			
⑨満州炭坑株式会社		115	115	292
⑩奉天工業土地有限公司		27	55	55
⑪満州電業有限公司			1,061	1,061
⑫州石油株式会社			30	97
⑬各項配当金			4	
⑭満州興行銀行				187
(2)事業利益金	165			
貸付金利息収入	1,000	290	1,316	1,362
(ア)満州中央銀行			720	640
(イ)新京市			240	236
(ウ)ハルビン市			200	197
(エ)ハルビン市電車事業収買費			200	74
(オ)樺川県			21	41
(カ)錦県			15	35
(キ)承徳県			14	26
(ク)再安県			8	46
(ケ)龍鎮県				5
(コ)兆安県				4
(サ)遼陽県				6
(シ)延吉県				11
(ス)勃利県				3
(セ)チチハル県				2
(ソ)海龍県				3
(タ)各項貸付利息			20	30
国債金	6,000	10,000	4,000	
一般会計から繰入				434
国債金特別会計から繰入				83,500
歳入総計	12,120	11,722	10,655	91,447
出資金	1,832	8,412	3,925	8,500
(ア)国有財産整理資金特別会計繰入	1,300			
①満州航空株式会社出資用土地買収費	1,100			
②同和自動車株式会社出資用土地建物買収費	200			
(イ)国都建設局特別会計繰入	220			
①満州電信電話株式会社出資用土地買収費	220			
(ウ)満州石油株式会社出資金	250			
(エ)大安汽船株式会社出資金	62			
(オ)満州火薬販売株式会社出資金		250		
(カ)満州採金株式会社出資金		662		
(キ)満州拓殖株式会社出資金		3,000	1,000	
(ク)満州綿花有限公司出資金		250		
(ケ)満州鉱業開発株式会社出資金		1,500		
(コ)奉天工業土地有限公司出資金		2,750		
(サ)満州林業株式会社出資金			1,250	
(シ)満州塩業株式会社出資金			625	
(ス)満州航空株式会社出資金			1,050	

(ｾ)満州炭鉱株式会社出資金				8,000
(ｿ)満州図書株式会社出資金				500
貸付金	2,350	700	400	23,240
(ｱ)金融合作社貸付金	900	700	400	240
(ｲ)都邑計画事業費貸付金	1,450		400	3,000
(ｳ)満州興業銀行貸付金				20,000
国庫準備金	4,077	1,677	1,387	35,975
国債各項支出款(国債整理基金特別会計繰入)		807	4,660	23,685
(ｱ)国債償還			2,000	19,500
(ｲ)国債利息			2,659	3,343
①朝鮮銀行借款利息			720	640
②日貨4分利公債利息			400	400
③満州中央銀行借款利息			1,372	
④第一次4厘公債利息				1,135
⑤満中銀借款利息(康徳3年度借入分)				218
⑥満中銀借款利息(康徳4年度借入分)				200
⑦国債整理基金特別会計借款利息				750
⑧各項借款利息			166	
(ｳ)国債諸費				805
郵政特別会計繰入	180	90	210	
減債基金特別会計繰入	36	18	36	
借入金利息	3,616			
(ｱ)朝鮮銀行借入金償還	2,000			
(ｲ)朝鮮銀行借入金利息	1,000			
(ｳ)満州中央銀行借入金利息	450			
(ｴ)各項借入金利息	166			
管理費	27	18	38	46
各項発還款				1
歳出総計	12,120	11,724	10,656	91,447

(出所) 各年度『特別会計歳入歳出予算各目明細書』により作成。

歳出は，①出資金，②貸付金，③国庫準備金，④国債整理基金特別会計繰入，その他によって構成されている。そのうち①は各種の特殊会社に流れているが継続性はない。37年度に満州炭鉱に800万円が出資されているのは「5カ年計画」の実施が影響しているのであろう。同年度以降は，全体の構成も一変し，満州興業銀行への貸付金と国債償還額が激増している。

38年度以降の出資対象企業の詳細は今のところ不明であるが，満州拓殖，満州綿花，生活必需品会社，専管公社など「直接生産過程を有たない所の商業資本的企業」に多く出資されたため，投資会計の「生産性については充分疑はしい事態に立至って居た」とされている[38]。当然そうなると国債の元利償還にも不都合が生じ，結局は一般会計がその肩代わりをせざるをえなくなることはいうまでもない。

要するに，投資特別会計とは，「産業開発5カ年計画」の開始とともに国債金特別会計から多額の資金を受け入れ，それを満州興銀への貸付金と国債整理基金会計に振り分ける機能を果たしていたのである。

それでは，投資特別会計に資金を供給していた国債金特別会計とはどのようなものか。表12を見よう。同表では歳入と歳出の項目ならびに数値がまったく同じである。つまりこの会計はいわゆる国債資金の「通抜け勘定」なのである。歳出で繰入金が最大なのはやはり投資特別会計であるが，その他にも一般会計と水力電気建設事業なども多い。また1940年度になると開拓事業や北辺振興会計に巨額の国債金が繰入れられているのが注目される。さらにこれらの特別会計の歳出入をみると（表13・表14），両会計とも国債金会計からの繰入が圧倒的で，開拓会計はそれによって開拓用地の取得と土地改良事業をおこない，北辺振興会計は道路の開鑿・修築と航空施設を柱とする軍事的な意味合いの濃厚な施設の整備と営農貸付金を支弁していた。

国債金特別会計が調達する満州国債の引受先

38)「満州国財政政策の転換」(『満州評論』第18巻第25号，1940年)，6頁。

表12　国債金特別会計予算　(1,000円)

	1937	1938	1939	1940	1941
一般会計国債金	15,000	40,000	65,000	75,000	60,000
国都建設局特別会計国債金	1,600				
水力電気建設事業特別会計国債金	3,150	16,380	30,550	31,980	39,480
賽馬特別会計国債金	200	620	730	200	
国有財産整理資金特別会計国債金	1,500				
投資特別会計国債金	83,500	305,000	250,000	200,000	140,000
金鉱精練事業特別会計国債金	1,500	2,290			
監獄特別会計国債金	785	594	900	1,200	1,000
専売作業特別会計国債金	3,500				
科学試験事業特別会計国債金		277	521	490	206
需品特別会計国債金		1,005	3,210	1,424	762
理水事業特別会計国債金		750	3,217	3,969	3,250
国有林事業特別会計国債金				9,000	
開拓事業特別会計国債金			42,300	77,222	61,700
内国開拓民助成事業特別会計国債金				10,335	9,300
禁煙特別会計国債金				21,680	
北辺振興特別会計国債金				63,150	61,500
大東港建設事業特別会計国債金				11,228	8,400
歳入総計	110,735	366,916	396,428	506,878	385,598
一般会計繰入	15,000	40,000	65,000	75,000	60,000
国都建設局特別会計繰入	1,600				
水力電気建設事業特別会計繰入	3,150	16,380	30,550	31,980	39,480
賽馬特別会計繰入	200	620	730	200	
国有財産整理資金特別会計繰入	1,500				
投資特別会計繰入	83,500	305,000	250,000	200,000	140,000
金鉱精練事業特別会計繰入	1,500	2,290			
監獄特別会計繰入	785	594	900	1,200	1,000
専売作業特別会計繰入	3,500				
科学試験事業特別会計国債金繰入		277	521		206
需品特別会計国債金繰入		1,005	3,210	1,424	762
理水事業特別会計国債金繰入		750	3,217	3,969	3,250
科学試験事業特別会計国債金繰入				490	
北辺振興特別会計繰入				63,150	61,500
禁煙特別会計繰入				21,680	
国有林事業特別会計繰入				9,000	
開拓事業特別会計			42,300	77,222	61,700
内国開拓民助成事業特別会計				10,335	9,300
大東港建設事業特別会計繰入				11,228	8,400
歳出総計	110,735	366,916	396,428	506,878	385,598

(出所) 各年度『特別会計予算各目明細書』により作成。

は，1935（康徳２）年度末では総額１億4000万円中，１億300万円が日本，3800万円が満州国内[39]というように，満州金融市場の狭隘性からその大部分は日本であったが，日本の戦時経済の進展による設備投資資金と競合して満州公債は次第に「消化不良」に追込まれていく。その場合，すでに２・26事件直前の議会の解散（１月21日）によって，日本の貯蓄銀行が満州公債を引受けるという法案が成立せず，満鉄社債をはじめとする「満州物」の激増が日本の公債市場を低迷させていたのである[40]。

39) 前掲「康徳三年度満州国総予算の分析」37頁。

40) 満鉄経済調査会「日本ノ起債市場ニ於ケル満州物ノ消化不良ニ就テ」(1936年２月)，２～３頁。

表13　開拓事業特別会計予算　(1,000円)

	1940	1941
各特別会計から繰入	77,686	62,170
国債金特別会計から繰入	77,222	61,700
内国開拓民助成事業特別会計から繰入	464	470
土地管理収入	2,115	11,050
土地売却収入	144	134
雑収入	13	13
歳入総計	79,960	73,368
用地取得費	60,240	27,559
用地整理費	226	901
用地管理費	78	4,834
用地処分費		52
開拓団地計画費		145
遼河理水調査費	102	102
土地改良調査費	600	600
土地改良事業費	14,891	32,540
各特別会計繰入	3,633	6,405
内国開拓民助成事業特別会計繰入	553	738
国債整理基金特別会計繰入	3,080	5,667
各項支出款	112	152
準備金	75	75
歳出総計	79,960	73,368

(出所) 各年度『特別会計予算』により作成。

表14　北辺振興特別会計予算　(1,000円)

	1940	1941
一般会計から繰入	22,250	
国債金特別会計から繰入	63,150	
各会計から繰入		82,500
貸付金回収	1,500	2,500
歳入総計	86,900	85,000
北辺振興費	66,204	70,404
俸給	3,036	3,294
土木費	36,055	37,801
航空施設費	13,256	10,482
警備費	2,136	2,791
産業費	4,267	3,904
衛生及び防疫費	2,272	2,180
宿舎その他営繕費	2,464	2,687
各種経費	2,716	2,135
国債整理基金特別会計繰入	2,250	4,490
各項支出款	515	636
北辺振興事業費貸付金	11,229	9,795
準備金	6,700	4,800
歳出総計	86,900	85,000

(出所) 各年度『特別会計予算』により作成。

表15　国債発行額　(100万円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941
国幣国債発行額(A)		51	4	8	30	106	150	106	537	230
満中銀引受額					30	100	150	100	505	230
償還額(B)										10
発行残高(A)－(B)		51	55	63	93	198	348	454	992	1212
日本円公債発行額(C)	35		10	60	60	45	50	200	200	220
償還額(D)				2	4	6	9	11	2	2
発行残高(C)－(D)	35	34	44	102	158	197	238	427	624	842

(出所)安冨歩『「満州国」の金融』図表篇、50―51頁の表Ⅱ―13aと表Ⅱ13cにより作成。

したがってその後は表15に見るように，1937(康徳4)年度からは満州国幣での調達が日本円資金を凌駕している。しかも1943年度以降は日本円による公債発行が停止し，すべて満州国幣での公債となる。この時点で満州国財政は日本からの主要な資金ルートではなくなった[41]。

また，満州国の物動計画で割当を繰り延べられた資本に対する投資は抑制する方針が採用されて，財政需要を削減したインフレの防止策ともなっていた。すなわち，康徳7年度における5カ年計画と国境建設(北辺振興)計画の資金需要は26億4000万円であるが，そのうち日本円資金は12億，外貨割当は1億にすぎず，残りは満州国内で調達せねばならない。しかも同年度の投資特別会計を通じた出資金予算は2億5000万円であったが，そのうち満州航空と満州房産がそれぞれ1000万円，満州興銀と日満商事が750万円，満州電化・満州鉱業開発・生活必需品会社・満州油化学工業がそれぞれ500万円など合計5000万円を削減している[42]。このように資金

41) 安冨歩『「満洲国」の金融』(創文社，1997年)，76頁。

42) 前掲「満州国財政政策の転換」，6～7頁。

表16　国債整理基金特別会計予算　(1,000円)

	1937	1938	1939	1940	1941
(1)国債整理基金収入	34,097	34,544	44,971	56,335	96,825
①一般会計から繰入	9,488	5,284	7,072	9,446	22,915
国債償還	4,100				2,548
国債利息	5,367	5,263	7,048	9,432	20,166
国債諸費	20	21	24	13	40
国債整理基金貸付利息					160
②需品特別会計から繰入	30	62	170	987	899
国債利息	30	62	170	987	879
国債整理基金貸付利息					20
③国都建設局特別会計から繰入	320	225	225	202	590
国債利息	320	225	225	202	500
国債整理基金貸付利息					90
④水力電気建設事業特別会計から繰入	39	377	1,479	2,012	3,366
国債利息	39	377	1,479	2,012	3,366
⑤賽馬特別会計から繰入	2	17	50	69	41
国債利息	2	17	50	69	27
国債整理基金貸付利息					14
⑥国有財産整理特別会計から繰入	187	1,295	1,245	1,195	58
国債利息	187	295	245	195	
国債償還		1,000	1,000	1,000	
国債整理基金貸付利息					58
⑦投資特別会計から繰入	23,649	26,254	29,859	32,959	45,014
国債償還	19,500	2,600	2,600	2,800	2,800
国債利息	3,343	19,649	24,045	28,931	39,130
国債諸費	805	4,005	3,214	1,227	2,043
国債整理基金貸付利息					1,040
⑧国有林事業特別会計から繰入	350	350	3,650	1,728	1,748
国債利息	350	350	3,650	1,728	1,548
国債整理基金貸付利息					200
⑨金鉱精練事業特別会計から繰入	30	118			
国債利息	30	118			
⑩科学試験事業特別会計から繰入	13	52	26	48	
国債利息	13	52	26	43	
国債整理基金貸付利息				5	
⑪専売作業特別会計から繰入		500			
国債利息		500			
⑫郵政生命保険特別会計から繰入		6	6	126	
国債利息		6	6	6	
国債償還				120	
⑬利水事業特別会計から繰入		8	64	208	347
国債利息		8	64	208	332
国債整理基金貸付利息					15
⑭監獄特別会計から繰入		31	60	93	122
国債利息		31	60	93	96
国債整理基金貸付利息					25
⑮北辺振興特別会計から繰入				2,250	4,490
国債利息				2,250	4,490
⑯禁煙特別会計から繰入				900	10,044
国債償還					9,215
国債利息				900	829
⑰開拓事業特別会計から繰入			1,057	3,080	5,667
国債利息			1,057	3,080	5,667

⑱内国開拓民助成事業特別会計繰入				697	802
国債利息				697	802
⑲大東港建設事業特別会計から繰入				324	670
国債利息				324	670
(2)減債基金収入	8,183	14,048	12,979	9,949	22,421
①一般会計から繰入	2,083	2,600	2,000	3,000	2,000
②投資特別会計から繰入	36	36	36	36	36
③前年度繰入金	6,064	11,412	10,943	6,913	20,385
(3)旧外債整理基金収入	56,822				
一般会計から繰入	10,324				
前年度撥入金	46,497				
(4)国債金	20,000				
第二次整理公債	20,000				
(5)雑収入	1,525	1,200	1,000	1,000	
利息収入		1,200	1,000	1,000	
(6)特別整理基金収入		47,147	57,741	32,796	1,373
歳入総計	120,628	96,940	116,423	100,081	120,620
(1)国債整理基金支出	57,797	34,544	44,971	56,335	95,347
国債償還	47,300	3,600	6,600	3,920	15,063
国債利息	9,671	26,917	35,133	51,174	78,049
国債諸費	825	4,027	3,238	1,241	2,234
(2)一般会計繰入	1,525	1,200	1,000	1,000	1,478
(3)各項支出款流用	56,822	47,147	57,471	32,796	1,373
(4)準備金	4,483	4,048	12,979	9,949	22,421
歳出総計	120,628	96,940	116,423	100,081	120,620

(出所) 各年度『特別会計予算』により作成。

調達を削減された資本の中には，修正5カ年計画で重点主義の対象となった資本が多数含まれており，この時点でいわゆる重点的開発政策が事実上資金的制約をうけていたことを意味した。

さらに表16は国債整理基金特別会計の歳出入予算である。歳入は一般会計と各特別会計から繰入れられる償還金と利子支払によって構成され，そのうち投資特別会計と一般会計からの繰入で全体の30%を占めていることがわかる。また歳出は主として国債利息の支払となっている。国債が投資会計に向けられ，その償還は事業の収益性に依存するとすれば，当然その償還は投資会計がおこなわざるをえないが，同表では一般会計からの利息支払のための繰入が多い。つまり租税収入がその役割を果たしているのである。

おわりに

1945(康徳12)年度の特別会計予算について，総務長官の式部六蔵は次のように説明している[43]。

北辺振興会計は決算を完了したので康徳11年度で廃止した。地方分与税法の制定によって地方財政調整交付金会計を交付税分与会計に，軍需品の補給強化にともなって被服廠会計を軍需品会計に改編した。また，紙幣増発に対応して印刷作業会計を，愛国勤労隊への扶助強化のため愛国勤労隊扶助会計をそれぞれ新たに設置した。

43)「康徳十二年度歳入歳出総予算竝ニ各特別会計歳入歳出予算説明書」(『張公権文書』,「民国34年度　偽満財政収支予算　経済部所管予算」) による。なおこの資料は京都大学人文科学研究所の山本有造教授所有の同文書から複写させていただいた。

太平洋戦争期に開拓会計と並んで大規模に国債を投入して実施された北辺振興会計が廃止されたのは，おそらくインフレ抑止が課題となり，公債募集に目処が立たなくなったことによるのであろう。こうして「産業開発５カ年計画」「開拓政策」とならぶ満州国の「三大国策」の１つであった「国境建設」＝北辺振興計画は破綻した。

紙幣の増刷，愛国勤労隊の創設など，満州国も戦争末期の症状を呈してくる。そして太平洋戦争期にも特別会計はその数を増加させながら重要な役割を果たすことになるが，その分析は統計書の収集をも含めて今後の課題である。